

## 横芝町における各投票所

投票所	区 域
第1投票所 【立会集会所】	屋形の内(立会・南川岸)
第2投票所 【上堺会館】	屋形の内(宮前・屋形荒場・三本松・南)、 新島、北清水
第3投票所 【栗山中央共同利用施設】	栗山の内(東部・第1・第2・第3・第4・宮脇・南部1・ 南部2・新生会・水門ヶ丘・リバーサイド)
第4投票所 【東町共同利用施設】	横芝の内(東町)、栗山の内(橋本・伸和会・青芝会・ 東ヶ丘・四五会・四六会・緑台・すみれ団地・栄和会)
第5投票所 【鳥喰中央集会所】	鳥喰新田、鳥喰上、鳥喰下、鳥喰沼
第6投票所 【中央公民館】	横芝の内(上町・本町・大島団地)、古川、 両国新田
第7投票所 【寺方集会所】	小堤、寺方、曾根合、於幾、坂田、 取立、長倉
第8投票所 【大総小体育館】	町原、木戸台、姥山、遠山、中台、 牛熊、谷台

# 「棄権せず必ず投票しましょう」

## 参議院議員選挙

7月12日の日曜日は、参議院議員選挙の投票日です。

ここ数年、全国的に有権者の政治離れや政治への無関心層の拡大等によって、各選挙における投票率の低下が目立っており、平成7年の参議院議員選挙と平成8年の衆議院議員選挙は、ともに史上最低を記録してしまいました。年齢別にみると、特に若い世代の有権者が投票に行かないといった統計も出ていますが、これからの時代、若いみなさんが真剣に政治に参加して行かなければ日本の将来は危ぶまれてしまいます。

投票は、私たちが政治に参加できるいちばん身近で大切なものです。棄権せず必ず投票しましょう。

### ◎ 投票できる方

今回の参議院議員選挙を横芝町で投票できる方は、次のとおりです。

- ① 日本国民であること
- ② 満20歳以上の方(昭和53年7月13日以前生まれの方)
- ③ 平成10年3月24日以前から横芝町に引き続き住んでいて、住民基本台帳に記載されている方
- ④ 禁治産者などの欠格条項に該当しない方

### ◎ 投票所

投票所は、地区別により上の表のとおりです。(平成10年6月24日以降、町内で住所を変更した方は、旧住所地となります)

### ◎ 投票時間

投票時間は、午前7時から午後8時までです。

### ◎ 入場整理券

投票日が近づくと、あなたの投票所をお知らせする入場整理券が郵送されますので、入場整理券に記載されている投票所で投票してください。



## 公職選挙法が一部改正

だれもがより投票しやすい環境を整えるため、6月1日から公職選挙法の一部改正が行われました。その主な内容は次のとおりです。

### ◆ 投票時間の延長

今まで午前7時から午後6時までだった投票時間が、今回の選挙から、午前7時から午後8時までとなり、夕方まで仕事のある方でも、不在者投票をしないで当日に投票できるようになりました。

### ◆ 付添いが必要な方も安心

今までは、一人で投票所に入ることが原則でしたが、ケガや病気などで付添いが必要な方は、付添いの人と一緒に入れるようになりました。また、小さなお子さんも有権者と一緒に投票所に入ることができます。

### ◆ 不在者投票も午後8時まで

今までは、投票日やむを得ない用務で投票所に行けない人だけが、不在者投票の対象者となっていました。今回の選挙からは、レジャーや買い物など、私用であっても不在者投票ができるようになります。また、不在者投票のときに提出する宣誓書は、自分の該当する事由を選択するだけになり、印鑑を押す必要もなくなりました。更に、不在者投票の時間も午後8時まで延長されました。

▽場所：横芝町選挙管理委員会

▽期間：6月25日～7月11日

▽時間：午前8時30分～午後8時

※ 期間中は土・日曜日でも不在者投票ができます。

詳しくは、町選挙管理委員会

(☎八二一—一— 内線二七〇)へ  
お問合せください。